

◎挨拶

(会長挨拶)

---

◎開 会

---

◎議事録署名委員指名

議 長 議事録署名委員の指名を行います。

議事録署名委員の指名は、榛東村農業委員会総会運営規則第10条により、議長が指名することになっております。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

議 長 それでは、11番、高橋英明君、12番、柳岡 稔君の2名を本日の議事録署名委員に指名いたします。

なお、会議書記には事務局、三沢翔吾君を指名いたします。

---

◎議案第1号

議 長 それでは4の議題、初めに、議案第1号 農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。

事務局長、説明を求めます。

事務局長。

事務局長 それでは、着座にてご説明させていただきます。

議案第1号 農用地利用集積計画の決定について説明申し上げます。

議案書1ページをご覧ください。

議案第1号 農用地利用集積計画の決定について。

榛東村長から令和3年2月26日付で別添の農用地利用集積計画の決定依頼があったので、農業委員会等に関する法律第6条第1項の規定により決定を求める。

令和3年3月10日提出、榛東村農業委員会会長。

以下、内容等につきましては、岡部課長補佐から説明をさせていただきます。

議 長 それでは、岡部課長補佐、説明を求めます。

岡部課長補佐 産業振興課の岡部です。よろしく願いをいたします。

今月上程いたしました農用地利用集積計画についてご説明をいたします。

お手元の資料の2ページをお開きください。

今月の農用地利用集積計画は、新規案2件、更新案2件となっております。

1件目の計画でございます。利用権を設定する貸手は広馬場の方、賃貸借の設定で、

農地の所在は新井字南野839の1番、現況地目は畑、面積は2,079平米となっております。借手は広馬場の方で利用目的は果樹、ブドウ。貸借期間は、令和3年4月1日より10年間で、令和13年3月31日までとなっております。

2件目の計画でございます。利用権を設定する貸手は吉岡町北下の方、使用貸借の設定で、農地の所在は長岡字梨木平2004の3番、現況地目は畑、面積は1,149平米となっております。借手は長岡の方で利用目的は普通畑利用、貸借期間は、令和3年4月1日より5年間で、令和8年3月31日までとなっております。

3件目の計画でございます。利用権を設定する貸手は埼玉県本庄市の方、賃貸借の設定で、農地の所在は広馬場字上サ3107の4番ほか1筆、現況地目は畑、面積は合計で2,084平米となっております。借手は広馬場の方で利用目的は果樹、ブドウ、貸借期間は、令和3年4月1日より5年間で、令和8年3月31日までとなっております。

4件目の計画でございます。利用権を設定する貸手は長岡の方、賃貸借の設定で、農地の所在は長岡字茅野1579の3番ほか3筆、現況地目は畑、面積は合計で4,641平米となっております。借手は長岡の方で利用目的は普通畑利用、貸借期間は、令和3年4月1日より3年間で、令和6年3月31日までとなっております。

3ページから6ページに、計画書の写しを添付させていただいておりますので、ご確認をお願いいたします。

以上、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、榛東村農業委員会の意見を求めます。

以上で説明を終了させていただきます。よろしくお願いをいたします。

議長 長 議案第1号について事務局から説明が終わりました。

ここで、本議案について利害関係がありますので、審議に入る前に岩田委員の退席を願います。

(岩田委員退席)

議長 長 それでは、質疑ございませんか。

11番、高橋君。

高橋委員 11番、農業委員高橋です。

2番の方は逆になっていませんか、貸手と借手が。逆になっていかなかったかな。吉岡の方と。すいません。ちょっと2番の総括表なんですけれども、すいません、貸手と借手が逆です。ちょっと修正を。貸手のほうが吉岡の方で、借手のほうが長岡の方です。大変失礼いたしました。修正のほうをお願いいたします。

議長 長 ほかに何か質疑ございませんか。事務局。

岡部課長補佐 すいません。ちょっと補足の説明なんですけれども、4件目の方なんで

すけれども、農地を借り受けまして、食用のトウモロコシを作付して、あとはタマネギと裏作でニンジン等をやる予定という話でございます。トウモロコシについては、生用のトウモロコシで4月から順次植付けをして直売所で販売をするというような予定を伺っております。ちょっと説明が漏れてしまって申し訳なかったんですが、よろしく願いをいたします。

議 長 ほかに何か質疑ございませんか。  
よろしいですか。

(「なし」という声あり)

議 長 なしという声がありましたので、採決に移ります。

議案第1号について原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

議 長 全員賛成。よって、議案第1号 農用地利用集積計画の決定については原案のとおり決定することとします。

ここで岡部課長補佐、退席を認めます。

(岡部課長補佐退席)

(岩田委員着席)

---

#### ◎議案第2号

議 長 次に、議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。

なお、本議案は議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見についてにおいて、関連議案でありますので、議案第2号、番号1並びに議案第4号、番号1については、番号ごとに説明を行いますので、一括審議することとします。事務局長説明を求めます。

事務局長。

事務局長 それでは初めに、議案第2号についてご説明申し上げます。

議案書7ページをご覧ください。

議案第2号、番号1、現地確認調書につきましては3ページからとなります。

議案第2号、番号1についてご説明申し上げます。

番号1、図面番号1、農地の所在は大字広馬場字中ノ前1599、地目は登記簿、現況共に畑、面積は1,056平米でございます。権利種別は3条地上権、内容につきましては新規でございます。貸付人は前橋の方で、職業は会社役員、経営面積につきましては、記載はございません。申請事由は借受人の申出に応じ貸したいとのことござい

ます。また、借受人も前橋の方で、職業は鶏卵の加工販売、経営面積については記載  
ございません。申請事由につきましては、農地を利用して農作物の上に太陽光発電設  
備を設置したいため申請しますとのことでございます。受入れ世帯の稼働員人員につ  
きましては記載ございません。備考ですが、関連議案は議案第4号、番号1となつて  
ございます。また、営農型太陽光発電に係る地上権の設定でございます。

2ページ、本件参考資料として、農業型発電設備転用許可調書を添付してございま  
す。

以上で、番号1の説明を終わります。

引き続き、議案第4号、番号1について説明申し上げます。

議案書10ページをご覧ください。

議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について。

番号1、現地確認調書は、引き続き3ページからをご覧ください。

議案第4号、番号1について説明申し上げます。

農地の所在は大字広馬場字中ノ前1599、地目は登記簿、現況共に畑、面積は1,056  
平米のうち0.98平米となっております。権利につきましては使用貸借、貸付人の方  
は前橋市の方で職業は会社役員、借受人の方も前橋の方で、職業は鶏卵の加工販売業、  
使用目的につきましては営農型太陽光施設用地、施設等につきましては、パネル276  
枚、支柱40本、引込柱が1本でございます。転用理由につきましては、借受人は農地  
を利用して農作物の上に太陽光発電設備を設置したいため申請しますとのことござ  
います。また、貸付人は借受人の申出に応じ貸したいとのことでございます。備考で  
すが、一時転用、転用期間につきましては3年間、関連議案につきましては、先ほど  
ご説明させていただきました議案第2号、番号1となっております。また、営農型  
太陽光発電に係る支柱部分の転用となっております。

以上で、番号1の説明を終わります。

議 長 議案第2号、番号1並びに議案第4号、番号1について、事務局長の説明が  
終わりました。

何か意見ございませんか。

推進委員7番、小川君。

小川委員 推進委員7番の小川です。

担当地区の推進員として意見を述べさせていただきます。

初めに、7ページ、農地法の第3条の関係でございます。

権利関係ということで、地上権の設定ということでございまして、地上権の設定に  
ついては、農地の所有権の移動と同じく農業委員会の許可が必要だということござ

いまして、この案件が出されたということでございます。

内容については、先ほどから話があるように、太陽光発電の設置ということでございまして、8ページ目にその種類の目的が示されておるわけでございます。太陽光の下でミョウガをつくるということございまして、聞くところによると、一応90キロの地下茎というんですか、苗木を植えるということございまして、それが今月から来月にかけて植付けをして、夏頃から秋にかけて収穫をするということでございます。90キロというと、県の栽培指針等で見ると、約5割ぐらいの感覚になるかと思いません。確認事項については、ここに幾つかあるんですけども、該当については的確に確実に支障がないということでございます。

それと、今度2ページの第4号議案の番号1でございまして、これは農地転用の関係でございます。権利関係等については、先ほど事務局からお話があったとおりでございます。現地確認調書の3ページが申請地の場所になってございます。広馬場のセブンイレブンの東側300メートルぐらいのところに位置するところでございます。

4ページ目が申請地とその周辺の営農状況でございまして、右側が畑、また左側も畑ということございまして、その斜め上が2枚田んぼということでございます。

それと、5ページ目が太陽光の設置の図面でございます。太陽光を設置いたしまして、右側に溝ということ太い線があると思うんですけども、そこに左側にちょっと書いてあるんですけども、排水は敷地内自然浸透、東側に溝を掘って側溝に流す計画ということでございます。3月5日に申請人と隣接する耕作者との現地説明会があり、そのときに耕作者からU字溝の設置を願うという意見が出されたとのことでございますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

以上です。

議 長 ただいま、地元の委員さんから説明がございました。

ほかに何か意見ございますか。よろしいですか。

(「はい」という声あり)

議 長 それでは採決に移ります。

議案第2号、番号1並びに議案第4号、番号1について、原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

議 長 全員賛成。よって、議案第2号、番号1並びに議案第4号、番号1は原案のとおり許可相当とします。

以上、議案第2号、番号1並びに議案第4号、番号1は許可相当として県知事に意見書を送付します。

---

◎議案第3号

議長 次に、議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更についてを議題といたします。

なお、今回の事業計画案変更申請については、議案第4号の議案と関連がありますので、各番号ごとに説明を行い、議案第4号の関連議案についても一括審議とすることとします。

事務局長、説明を求めます。

事務局長。

事務局長 それでは初めに、議案第3号、番号1についてご説明申し上げます。

議案書は9ページをご覧ください。

現地確認調書につきましては、6ページからとなります。

番号1、図面番号につきましては番号2となります。農地の所在は大字長岡字コバヤシザワ1381の4、地目は登記簿畑、現況は宅地、農振区分につきましては農用外となっております。面積につきましては568平米です。権利につきましては、所有権移転売買、当初計画の方は高崎市の方で、職業は無職、承継人の方は東京都練馬区の方で、職業は不動産販売業、転用目的につきましては建売分譲住宅用地、施設等につきましては建売住宅2棟、57.96平米と57.55平米とのこととございます。計画どおり事業を遂行できない理由につきましては、当初申請地に住宅を建築しようとしたが、建築予定がなくなったためとのこととございます。備考ですが、農振除外済み、2種農地、昭和45年12月22日付で5条許可が出ております。当初許可につきましては、一般住宅用地、関連議案につきましては、この後ご説明をさせていただきます議案第4号、番号2でございます。

以上で番号1の説明を終わります。

次に、議案第4号、番号2についてご説明申し上げます。

議案書は10ページをご覧ください。

現地確認調書につきましては6ページからを引き続きご覧ください。

図面番号2、農地の所在は長岡字小林沢1381の4、地目は登記簿畑、現況は宅地、面積は568平米です。権利につきましては、所有権移転売買、譲渡人の方は高崎市の方で職業は無職、譲受人の方は東京都練馬区の方で職業は不動産販売業、転用目的は建売分譲住宅用地、施設等につきましては、建売住宅2棟、57.96平米と57.55平米とのこととございます。転用理由につきましては、譲受人は申請地周辺は宅地化が進んでおり、住環境に適しているため申請地を建売分譲住宅用地として利用したく申請し

ますとのことをごさいます。また、譲渡人は譲受人の申出に応じ、譲り渡したいとのことをごさいます。備考ですが、農振除外済み、農地区分につきましては2種農地、関連議案は議案第3号、番号1をごさいます。

以上で、番号2の説明を終わります。

議長 議案第3号、番号1並びに議案第4号、番号2について、事務局長の説明が終わりました。

何か意見はございせんか。

9番、安藤君。

安藤委員 9番、農業委員安藤です。

ただいま事務局長より説明がありました2番の申請につきましては、農地法第5条の規定による許可後の計画変更申請についてという補足資料を経て、農地法第5条第1項の規定による許可申請の2号議案ということで、これは1月の案件にありました隣のところと同じ場所なので、その継続のまた議案ということであります。内容につきましては、権利の種別は所有権移転売買、申請目的は建売分譲住宅用地2棟です。申請理由につきましては、住宅環境に適しているため、譲渡人は譲受人の申出に応じ譲り渡したいということで、なお、付近の状況を申し上げますと、現地確認調書を6ページから8ページを見てください。ここは、榛東村児童館の150メートル下がったところで、1月の案件の南側というところで、北側が今住宅工事をやっているところで、東側と西側に住宅がありまして、南側は村道です。排水は集落排水がないので、合併浄化槽をつけるということで、南側の道路に流すということで、雨水は自然浸透です。また、隣接する農地には影響はないと思われまので、私としては問題がないので、許可相当と思われま。ご審議をよろしくお願ひします。

議長 ただいま、地元の委員さんから許可相当との説明がございしました。

ほかに何か意見はございせんか。

(「なし」という声あり)

議長 なしという声がありましたので、採決に移ります。

議案第3号、番号1並びに議案第4号、番号2について、原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めま。

(賛成者挙手)

議長 全員賛成。よって、議案第3号、番号1並びに議案第4号、番号2については原案のとおり許可相当とします。

以上、議案第3号、番号1並びに議案第4号、番号2については許可相当として県知事に意見書を送付します。

---

◎議案第4号

議長 議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見についてを、番号3について、事務局長、説明を求めます。

事務局長。

事務局長 それでは、議案第4号、番号3について説明を申し上げます。

議案書は10ページ、番号3、現地確認調書につきましては9ページからとなっております。図面番号は3をご覧ください。

農地の所在は大字長岡字上野1753、地目は登記簿、現況共に畑、面積は2,756平米でございます。権利関係は、所有権移転売買、譲渡人の方は長岡の方で、職業は農業、譲受人の方も長岡の方で、職業は石材加工販売業、転用目的につきましては、露天資材置場用地、施設等につきましては、露天資材置場となっております。転用理由につきましては、譲受人は村内で石材の販売業を営んでおります。石材の価格高騰に伴い、輸入先を中国からインドへの変更を進めており、資材置場が不足しております。この度、資材置場として利用したく申請しますとのことでございます。また、譲渡人は譲受人の申出に応じ、譲り渡したいとのことでございます。備考ですが、農振除外済み、農地区分は1種農地、宅地開発案件となっております。

以上で、番号3の説明を終わります。

議長 議案第4号、番号3について、事務局長の説明が終わりました。

何か意見はございませんか。

推進委員の1番、岩田君。

岩田委員 お世話になります。推進委員の岩田です。

この場所は、今現在石材置場を輸入石材を販売しています方のすぐ上の土地になります。そして、この譲受人は村内で石材の販売業を営んでおります。石材の価格高騰に伴い、輸入先を中国からインドへ変更を進めており、資材置場が不足しております。この度、資材置場として利用したく申請します。なお、譲渡人は譲受人の要望に従い、申請に従い応じたものとします。農地除外済み、農地区分は1種農地です。なお、宅地開発審議会案件となっております。

以上ですが、慎重な審議をよろしくお願いします。

議長 ただいま、地元の委員さんから説明がございました。

ほかに何か意見ございませんか。

7番、小川君。

小川委員 7番、推進委員の小川です。



ちょっと参考までにお伺いしたいんですけれども、面積的には2,800平米弱で、1種農地ということで、良好な営農条件を備えている農地ということでございまして、そういう農地の審議を宅地開発審議会が審議するということですのでけれども、どのような内容というか話をされるんでしょうか。ちょっと教えてもらえればと思うんですけれども。

議 長 事務局。

事務局長 宅地開発委員会は、庁内の関係各課からの意見ということで、事務局を建設課が受け持っており、取りまとめを行っております。

各課からのご意見等でございますけれども、総務課につきましては交通の関係、村道に隣接する部分ということでございますので、開発に当たって通行車両等の安全性が損なわれないように、交差点のカーブミラーであるとか、そういった安全対策をとるという意見がございました。また、税務課につきましては、施設内に資材置場ということで、展示場等が設置される計画等がありますので、税制上の償却資産等の確認が必要になるということで、申告の手続をとる内容でございます。また、住民生活課につきましては、工事に伴う振動、騒音、また発生するごみの処分、土砂等の搬入、搬出等があった場合には手続をとる指摘がございます。産業振興課につきましては、周辺、小川推進委員の言うとおおり、1種農地の地域になりますので、周辺農地に影響がないようにということで、作業を実施してくださいという指摘をさせていただいております。また、こちらの地域につきましては、群馬用水の土地改良を行った地域ということでありますので、改良区の意見書を提出してくださいという指摘をさせていただいております。建設課からにつきましては、施設内で発生した雨水の対策、また定期的な除草、防火、防水、防災の対応等の適切な処理をお願いしますといった内容がございます。また、出入りに道路を使用されますので、道路使用工事、承認工事等の手続が必要になるということでございます。上下水道課につきましては、水道の利用状況等はございませんので、意見等はございません。教育委員会につきましては、通学路等の問題がございますので、そういった内容について、児童の安全は図っていただきたいといったもの、また、申請地が開発中にリセキ等が確認された場合には適正な処理、申請等を行い、事業を進めていただきたいという内容の指示がございました。

内容としては、各課からこういった意見がございまして、こちらのほうを取りまとめさせていただき、申請者に打診をするという流れになってございます。

以上です。

議 長 ほかに何か意見ございますか。

柳岡委員。

柳岡委員 12番、農業委員柳岡です。

この案件につきましては、昨年6月の農振除外のときの審査の中で、農業委員会の中で、あそこは構内作業者が農道を出て迂回して、農耕車両に危害を与えないような対策を取るよとということ、石材の敷地内から直接この申請地に上れるような出入口をつけるよと一言申し添えたわけですが、その辺はどうなっているか、ちょっとお聞きしたいと思います。

議 長 事務局。

事務局長 現在提出いただいている資料につきましては、本日お配りさせていただいている計画の平面図の状況となっております。そのため、本日農業委員会から出た意見につきましても、併せて開発委員会のほうにおつなぎさせていただいて、代理人に確認を取りたいと思います。

以上です。

議 長 12番、柳岡君。

柳岡委員 そういう内容ですと、まだ向こうからのこれに取付道路とか、そういったあは、道路というか入口は設けていないということなんですか。

議 長 事務局。

事務局長 今回開発委員会のほうに提出いただいている事案につきましては、農業委員会の現地確認調書に、11ページに提出させていただいておりますが、こちらの計画平面図と同じものが添付されているという状況となっております。出入口につきましては、村道のほう、南側の村道、こちらのほうを利用して出入りをするということで、計画が示されております。

また、北側につきましては、計画平面図のほうをご覧くださいますと、北東方角の角地には集水ますを設けて、既設村道の側溝に場内の雨水を排水するという計画のものになってございます。

議 長 12番、柳岡君。

柳岡委員 去年、うちのほうで申し入れたのは、北側の敷地内の事務所の北側から上に土地に上れるよと入口をつけるよと提言したわけですが、そういったところは、じゃ、申し添えていなかったということなんですか、相手方に。

議 長 事務局。

事務局長 申し添えているというのは、除外の条件ということで。

柳岡委員 農振除外の中で、農業委員会として、要するに一般道路に多く人が通った場合には、交通上いろいろと障害が出ると思うので、直接工場敷地内から上の展示場の

ほうに上れるような道路を造ってほしいというようなあれを提案したわけなんですけれども。

議 長 事務局。

事務局長 除外申請の審査の時点で申出をいただいたものについては、代理人の方だったと思うんですが、その方にも打診させていただいて、計画平面はそういう形の平面に変更されたものが提出されておりまして、それで審査をして、除外については妥当であるということで回答させていただいて、県許可が下りております。今回は、それが計画の図面と違っているものになっていますので、そこについては、このままではということであれば、それを意見としてお出しただいて、再度開発者さんのほうに確認を取らせていただければと。計画が変わるのであれば、変わる理由とかということもあるかと思っておりますので。

議 長 12番、柳岡君。

柳岡委員 先ほど申したけれども、なるたけ構内から敷地内に入出りできるような通路を造って対応していただきたいというふうに思いますので、そういうふうにお願いたいと思います。

議 長 事務局。

事務局長 そうしましたら、農業委員会の意見ということで、開発委員会のほうにお伝えさせていただいて、開発事業者さんのほうに申請時、除外のときとの計画変更とか、その辺の確認をさせていただくようにしたいと思います。

以上です。

議 長 8番、松下君。

松下委員 8番、農業委員の松下です。

今、再三出ているのが、農振除外申請の折の話が出ているので、ああ、そういう流れだったのかというように感じているんですけども、農振が除外されたということは、これは許可に向いて動いているというふうに理解してよろしいのでしょうか。第1種農地が外れたということですよ。

議 長 事務局。

事務局長 1種農地の扱いとなっておりますが、東側に既存の石材を販売する事業所がございます、それに隣接する土地ということで判断されて、全体で見たときには1種農地ですが、その一番端といたら変ですが、隣接するところであるという判断の下に除外は下りているという認識でございます。現状はまだ1種農地内に入っている農地の転用ということなので、1種農地という表現をさせていただいております。

議 長 よろしいですか。

8番、松下君。

松下委員 先ほど、小川委員のほうから質問が出たところなんですけれども、宅地開発委員会は行われたんですか、これで。許可が下りたとか、そういうことですか。これから審議するということですか。

議長 事務局。

事務局長 本日この後、農業委員会の定例会での審議も含めて報告させていただき、最終的な決定、打診、開発申請者のほうに指示を出すということで確認をさせていただいております。

以上です。

議長 ほかになにか意見はございませんか。  
よろしいですか。

(「はい」という声あり)

議長 それでは採決に移ります。

議案第4号、番号3について、原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

議長 全員多数ということでございます。よって、議案第4号、番号3については原案のとおり許可相当とします。

以上、議案第4号、番号3については許可相当として県知事に意見書を送付します。  
ここで暫時休憩します。

議長 それでは会議を再開します。

次に、議案第4号、番号4について、事務局長、説明を求めます。  
事務局長、説明を求めます。

事務局長 議案第4号、番号4について説明申し上げます。

議案書は11ページ、図面番号は4、現地確認調書は12ページからとなります。

農地の所在は大字山子田字釈迦堂1418の1、地目は登記簿、現況ともに田、面積は506平米です。権利関係は所有権移転売買。譲渡人は伊勢崎市の方で職業は会社員、譲受人はみなかみ町の方で職業はスポーツ選手。転用目的につきましては一般住宅用地、施設等につきましては一般住宅54.92平米となっております。転用理由は、譲受人はプロのバスケットボール選手をしております。現在、貸家住まいであり、居住している地区は降雪期間が長く練習することが困難なため、気候が良く過ごしやすい

申請地を譲り受け、自己住宅を新築し敷地内にバスケットコートを設置したく申請します。譲渡人は譲受人の申し出に応じ譲り渡したいとのことでございます。備考ですが、農振除外済み、農地区分は1種農地となっております。

以上で番号4の説明を終わります。

議長 議案第4号、番号4について、事務局長の説明が終わりました。

何か意見ございませんか。

12番、柳岡君。

柳岡委員 12番農業委員の柳岡です。

番号4については事務局長の説明のとおりでございます。

現地確認調書の12～14ページをご覧になっていただきたいと思うんですけれども、場所は榛東の4区コミセンの南100mのところにあります。周りは北が宅地、東が田、南が田、西が田。下水は公共下水に接続、雨水については自然浸透ということで周辺の農地に影響はないということでございますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

以上です。

議長 ただいま地元の委員さんから許可相当の説明がございました。

ほかに何か意見ございませんか。

(「なし」という声あり)

議長 なしという声がありましたので、採決に移ります。

議案第4号、番号4について原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

議長 全員賛成。よって、議案第4号、番号4については原案のとおり許可相当とします。

以上、議案第4号、番号4については許可相当として県知事に意見書を送付します。

次に、議案第4号、番号5について、事務局長、説明を求めます。

事務局長、説明を求めます。

事務局長 議案第4号、番号5について説明申し上げます。

議案書は11ページ、図面番号は5、現地確認調書は15ページからとなります。

農地の所在は大字山子田字釈迦堂1418の2、地目は登記簿、現況ともに田、面積は506平米です。権利関係は所有権移転売買。譲渡人は伊勢崎市の方で職業は会社員、譲受人は渋川市の方で職業は会社員。転用目的につきましては一般住宅用地、施設等につきましては一般住宅105.99平米となっております。転用理由は、譲受人は現在、

両親と同居しております。近い将来結婚の予定があり、申請地は日当たりも良く小学校から近い場所にあるため、自己住宅を新築したく申請します。譲渡人は譲受人の申し出に応じ譲り渡したいとのごことでございます。備考ですが、農振除外済み、農地区分は1種農地となっております。

以上で番号5の説明を終わります。

議長 議案第4号、番号5について、事務局長の説明が終わりました。  
何か意見ございませんか。

12番、柳岡君。

柳岡委員 12番農業委員の柳岡です。

番号5については事務局長の説明のとおりでございます。

また先ほどの案件の隣の場所になります。下水は公共下水に接続、雨水については自然浸透ということで周辺の農地に影響はないということでございますので、許可相当と思われ、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

以上です。

議長 ただいま地元の委員さんから許可相当の説明がございました。  
ほかに何か意見ございませんか。

(「なし」という声あり)

議長 なしという声がありましたので、採決に移ります。

議案第4号、番号5について原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

議長 全員賛成。よって、議案第4号、番号5については原案のとおり許可相当とします。

以上、議案第4号、番号5については許可相当として県知事に意見書を送付します。

次に、議案第4号、番号6について、事務局長、説明を求めます。

事務局長、説明を求めます。

事務局長 議案第4号、番号6について説明申し上げます。

議案書は11ページ、図面番号は6、現地確認調書は18ページからとなります。

農地の所在は大字山子田字釈迦堂1418の3、地目は登記簿、現況ともに田、面積は506平米です。権利関係は所有権移転売買。譲渡人は伊勢崎市の方で職業は会社員、譲受人は埼玉県の方で職業は会社経営。転用目的につきましては一般住宅用地、施設等につきましては一般住宅115.93平米となっております。転用理由は、譲受人は現在、夫と貸家住まいをしております。長年居住していた群馬に戻り生活したいと考え、

住宅を新築したく申請します。譲渡人は譲受人の申し出に応じ譲り渡したいとのごと  
でございます。備考ですが、農振除外済み、農地区分は1種農地となっております。

以上で番号6の説明を終わります。

議 長 議案第4号、番号6について、事務局長の説明が終わりました。

何か意見ございませんか。

12番、柳岡君。

柳岡委員 12番農業委員の柳岡です。

番号6については事務局長の説明のとおりでございます。

また先ほど2つ案件の隣の場所になります。下水は公共下水に接続、雨水については自然浸透ということで周辺の農地に影響はないということでございますので、許可相当と思われ、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

以上です。

議 長 ただいま地元の委員さんから許可相当の説明がございました。

ほかに何か意見ございませんか。

(「なし」という声あり)

議 長 なしという声がありましたので、採決に移ります。

議案第4号、番号6について原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求め  
ます。

(賛成者挙手)

議 長 全員賛成。よって、議案第4号、番号6については原案のとおり許可相当と  
します。

以上、議案第4号、番号6については許可相当として県知事に意見書を送付します。

次に、議案第4号、番号7について、事務局長、説明を求めます。

事務局長、説明を求めます。

事務局長 議案第4号、番号7について説明申し上げます。

議案書は12ページ、図面番号は7、現地確認調書は21ページからとなります。

1筆目の農地の所在は大字長岡字上野1731の4、地目は登記簿、現況ともに畑、面積は200平米です。権利関係は所有権移転売買。譲渡人は長岡の方で職業は会社員、2筆目の農地は大字長岡字上野1733の1、地目は登記簿、現況ともに畑、面積は121平米です。合計面積が321平米でございます。権利関係は所有権移転売買。譲渡人は長岡の方で職業は会社員。譲受人は長岡の方で職業は自営業。転用目的につきましては駐車場、通路及び物置用地、施設等につきましては駐車場、通路及び物置となっております。転用理由は、譲受人は現在、隣接地で居住しております。猫カフェを開店

する予定ですが、駐車場が不足するため、この度転用の申請をします。譲渡人は譲受人の申し出に応じ譲り渡したいとのごことでございます。備考ですが、農振除外済み、農地区分は1種農地となっております。

以上で番号7の説明を終わります。

議長 議案第4号、番号7について、事務局長の説明が終わりました。

何か意見ございませんか。

推進委員1番、岩田君。

岩田委員 推進委員1番の岩田です。

番号7については事務局長の説明のとおりでございます。

地確認調書の21ページをご覧になっていただきたいと思うんですけども、周りは北が宅地、東が畑、南が畑、西が道路を挟んで畑。雨水については自然浸透ということで周辺の農地に影響はないということでございますので、許可相当と思われますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

以上です。

議長 ただいま地元の委員さんから許可相当の説明がございました。

ほかに何か意見ございませんか。

(「なし」という声あり)

議長 なしという声がありましたので、採決に移ります。

議案第4号、番号7について原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

議長 全員賛成。よって、議案第4号、番号7については原案のとおり許可相当とします。

以上、議案第4号、番号7については許可相当として県知事に意見書を送付します。

次に、議案第4号、番号8について、事務局長、説明を求めます。

事務局長、説明を求めます。

事務局長 議案第4号、番号8について説明申し上げます。

議案書は12ページ、図面番号は8、現地確認調書は24ページからとなります。

農地の所在は大字山子田字釈迦堂1371の2、地目は登記簿は田、現況は雑種地、面積は633平米です。権利関係は賃貸借。貸付人は山子田の方で職業は農業、借受人は山子田の方で職業は建築業。転用目的につきましてもは露天資材置場用地、施設等につきましてもは露天資材置場となっております。転用理由は、借受人は現在村内で建築業を営んでおります。規模拡張に伴い、資材置場が足りず困っております。この度、



申請地を資材置場として利用したく申請します。貸付人は借受人の申し出に応じ貸したいとのございます。備考ですが、農振除外済み、農地区分は1種農地、追認案件となっております。

以上で番号8の説明を終わります。

議長 議案第4号、番号8について、事務局長の説明が終わりました。

何か意見ございませんか。

推進委員2番、小谷野君。

小谷野委員 推進委員2番の小谷野です。

番号8については事務局長の説明のとおりでございます。

場所は山子田北信号の南西で、露天駐車場ということですが、既に先代の時から資材置場として利用していますが、この度始末書が事務局に提出されており、本人も大変反省しています。周辺の農地に影響はないということでございますので、許可相当と思われま、ご審議のほどよろしく願いいたします。

以上です。

議長 ただいま地元の委員さんから許可相当の説明がございました。

ほかに何か意見ございませんか。

(「なし」という声あり)

議長 なしという声がありましたので、採決に移ります。

議案第4号、番号8について原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

議長 全員賛成。よって、議案第4号、番号8については原案のとおり許可相当とします。

以上、議案第4号、番号8については許可相当として県知事に意見書を送付します。

次に、議案第4号、番号9について、事務局長、説明を求めます。

事務局長、説明を求めます。

事務局長 議案第4号、番号9について説明申し上げます。

議案書は13ページ、図面番号は9、現地確認調書は27ページからとなります。

農地の所在は大字新井字高塚2963の1、地目は登記簿、現況ともに畑、面積は2282平米です。権利関係は所有権移転売買。譲渡人は山子田の方で職業は農業、譲受人は山子田の方で職業は不動産業。転用目的につきましては建売分譲住宅用地、施設等につきましては建売住宅52.99平米が8棟となっております。転用理由は、譲受人は申請地は、大変日当たりも良く、近隣市町村へのアクセスも良いため、分譲するのに

適していると思い、建売分譲住宅用地として利用したく申請します。譲渡人は譲受人の申し出に応じ譲り渡したいとのことでございます。備考ですが、農振除外済み、農地区分は2種農地、宅地開発審議案件となっております。

以上で番号9の説明を終わります。

議長 議案第4号、番号9について、事務局長の説明が終わりました。

何か意見ございませんか。

推進委員5番、小池君。

小池委員 推進委員5番の小池です。

番号9については事務局長の説明のとおりでございます。

現地の状況について説明いたします。現地確認調書の27ページを開いてください。

場所は高塚の信号の東側に位置しており、周囲は北側と西側が畑、東側と南側が道路となっております。周囲に擁壁を作り排水については合併浄化槽を作り東側の側溝に排水、雨水については自然浸透で吸収しきれないものについては側溝に流すこととなっております。私としては周辺の農地に影響はないということでございますので、許可相当と思われ、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

以上です。

議長 ただいま地元の委員さんから許可相当の説明がございました。

ほかに何か意見ございませんか。

(「なし」という声あり)

議長 なしという声がありましたので、採決に移ります。

議案第4号、番号9について原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

議長 全員賛成。よって、議案第4号、番号9については原案のとおり許可相当とします。

以上、議案第4号、番号9については許可相当として県知事に意見書を送付します。

次に、議案第4号、番号10について、事務局長、説明を求めます。

事務局長、説明を求めます。

事務局長 議案第4号、番号10について説明申し上げます。

議案書は13ページ、図面番号は10、現地確認調書は30ページからとなります。

農地の所在は大字広馬場字八之海道1068の2、地目は登記簿、現況ともに畑、面積は297平米です。権利関係は所有権移転売買。譲渡人は広馬場の方で職業は会社員、譲受人は高崎市の方で職業は不動産業。転用目的につきましては建売分譲住宅用地、

施設等につきましては建売住宅60.03平米となっております。転用理由は、譲受人は高崎市内で不動産業を営んでおります。建売分譲用地を周辺で探していたところ、申請地を購入出来ることとなったため、申請します。譲渡人は譲受人の申し出に応じ譲り渡したいとのことでございます。備考ですが、農振除外済み、農地区分は2種農地となっております。

以上で番号10の説明を終わります。

議長 議案第4号、番号10について、事務局長の説明が終わりました。

何か意見ございませんか。

推進委員7番、小川君。

小川委員 推進委員7番の小川です。

番号10については事務局長の説明のとおりでございます。

現地の状況について説明いたします。現地確認調書の30ページを開いてください。

場所は南部コミセンの南東側に位置しており、周辺は宅地で囲まれており、周辺の農地に影響はないということでございますので、許可相当と思われ、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

以上です。

議長 ただいま地元の委員さんから許可相当の説明がございました。

ほかに何か意見ございませんか。

(「なし」という声あり)

議長 なしという声がありましたので、採決に移ります。

議案第4号、番号10について原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

議長 全員賛成。よって、議案第4号、番号10については原案のとおり許可相当とします。

以上、議案第4号、番号10については許可相当として県知事に意見書を送付します。

次に、議案第4号、番号11について、事務局長、説明を求めます。

事務局長、説明を求めます。

事務局長 議案第4号、番号11について説明申し上げます。

議案書は13ページ、図面番号は11、現地確認調書は33ページからとなります。

農地の所在は大字新井字立畦2387の5、地目は登記簿、現況ともに畑、面積は574平米です。権利関係は所有権移転売買。譲渡人は新井の方で職業は会社員、譲受人は

山子田の方で職業は建築業。転用目的につきましては建売分譲住宅用地、施設等につきましては建売住宅55.48平米を2棟となっております。転用理由は、譲受人は申請地は、日当たりも良く交通の便も良いため、建売分譲住宅用地としてりようしたく申請します。譲渡人は譲受人の申し出に応じ譲り渡したいとのことでございます。備考ですが、農振除外済み、農地区分は2種農地となっております。

以上で番号11の説明を終わります。

議長 議案第4号、番号11について、事務局長の説明が終わりました。

何か意見ございませんか。

推進委員4番、小山君。

小池委員 推進委員5番の小山です。

番号14については事務局長の説明のとおりでございます。

若干周辺状況について説明いたします。現地確認調書の33ページを開いてください。

場所はフレッセイ榛東店の南側に位置しており、21区コミセンの東側です。周囲は北、東、西側については宅地、南側については道路を挟んで農地となっております。建売住宅2棟ということですが、申請地の南側に群馬用水の取水口があるということで、確認をしたところ2月に群馬用水土地改良区に意見書の申請が出ており、農地転用許可後に自費にて撤去するよう指示が出ております。周辺の農地に影響はないということでございますので、私としては許可相当と思われ、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

以上です。

議長 ただいま地元の委員さんから許可相当の説明がございました。

ほかに何か意見ございませんか。

(「なし」という声あり)

議長 なしという声がありましたので、採決に移ります。

議案第4号、番号11について原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

議長 全員賛成。よって、議案第4号、番号11については原案のとおり許可相当とします。

以上、議案第4号、番号11については許可相当として県知事に意見書を送付します。

ここで暫時休憩します。

---

◎報告事項

---

◎その他

---

◎閉会